

令和6年度～令和8年度

滋賀県立精神医療センター電気供給業務  
入札説明書

令和5年12月

滋賀県立精神医療センター

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）、滋賀県病院事業会計規程（平成 18 年滋賀県病院事業庁規程第 18 号）、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成 18 年滋賀県病院事業庁規程第 19 号）等関係法令および本調達に係る入札公告に基づき、本県が発注する特例政令の適用対象となる調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

また、本入札は、法 234 条の 3 に基づく長期継続契約に係る入札である。議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することとなる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害賠償を県に請求することができる。

## 1 入札に付する事項

別記 1 のとおり。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等（令和 5 年滋賀県告示第 79 号）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。

営業種目（大分類：物品、中分類：燃料・油脂・電力）

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、別記 5 に示す場所で資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

いずれの場合にあっても、入札参加者は、令和 5 年 12 月 21 日（木）16 時まで、別紙様式 3 による入札参加資格確認申請書等を別記 3（1）に示す場所に提出し、競争入札参加資格者名簿に登録されていることの確認を受けなければならない。

- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき知事が定める入札参加資格者として、次の条件をすべて満たす者であること。（以下、「滋賀県グリーン購入基本方針」の別表 1「特定調達品目および試行調達品目の判断の基準等（令和 5 年度版）」に記載の品目名：電力の判断の基準等を、項目細別をそのまま変えずに抜粋。）

1 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）していること。

※経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から 1 年間に限って開示予定時期（参入日から 1 年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 次表の基本項目の①②③④の合計点数が70点以上であること。

基本項目		数値等の区分	点数
①	1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 [単位 kg-CO <sub>2</sub> /kWh]	0.200 未満	60
		0.200 以上 0.250 未満	55
		0.250 以上 0.300 未満	50
		0.300 以上 0.350 未満	45
		0.350 以上 0.400 未満	40
		0.400 以上 0.450 未満	35
		0.450 以上 0.500 未満	30
		0.500 以上 0.550 未満	25
		0.550 以上 0.600 未満	20
			0.600 以上
②	未利用エネルギーの活用状況	1.35%以上	15
		0%超 1.35%未満	10
		活用していない	0
③	再生可能エネルギー導入状況	10%以上	25
		7.5%以上 10%未満	20
		2.5%以上 7.5%未満	15
		0%超 2.5%未満	10
		活用していない	0
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要家に対する省エネルギーの促進および電力逼迫時における使用量抑制等に資する取組</li> <li>・ 地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組</li> </ul>	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0

各基本項目の①②③の算出は次による。

① 「1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう。(単位は kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき環境大臣および経済産業大臣によって公告日時点で公表されている小売電気事業者ごとに公表された調整後二酸化炭素排出係数の最新値

イ 予定使用電力量 1kWh 当たりの、県に無償譲渡できるグリーン電力証書の電力量の割合(単位は%)

(算定方式)

$$1\text{kWh 当たりの二酸化炭素排出係数}[\text{kg-CO}_2/\text{kWh}] = \frac{\text{ア} \times (100 - \text{イ})}{100} \times 1,000$$

② 「未利用エネルギーの活用状況」とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう。なお、算出にあたっては、①で用いた二酸化炭素排出係数と同じ年度の値を用いることとする。(単位は%)

ア 未利用エネルギーによる発電電力量

(他小売電気事業者への販売分は含まない。)(送電端 単位は kWh)

イ 供給電力量

(他小売電気事業者への販売分は含まない。) (需要端 単位は kWh)  
(算定方式)

$$\text{未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{ア}}{\text{イ}} \times 100$$

ウ アの「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他者電力購入に係る活用分を含み、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。）をいう。

(ア) 工場等の廃熱または排圧

(イ) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 4 項に規定する再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

(ウ) 高炉ガスまたは副生ガス

エ 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出すること。

(ア) 未利用エネルギーおよび未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

(イ) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量および当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

③ 再生可能エネルギー導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう。なお、算出にあたっては、①で用いた二酸化炭素排出係数と同じ年度の値を用いることとする。(単位は%)

ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他社から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量。(送電端 単位は kWh)

イ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(単位は kWh)

ウ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(単位は kWh)

エ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気にかかる非化石証書の量(kWh)

オ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量(kWh)

カ 供給電力量(需要端 単位は kWh)

(算定方法)

$$\text{再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ}}{\text{カ}} \times 100$$

キ 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備によって発電された電気であ

って、太陽光、風力、水力（発電出力 30,000kW 未満で揚水発電を除く）、地熱およびバイオマスを用いて発電された電気とする。

④ 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供・簡易的なディマンド・レスポンスの取組のほか、地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組について評価する。具体的な評価内容の例としては以下の通り。

ア 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。

イ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること。

ウ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること。

エ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること。

### 3 入札参加資格の確認

入札参加者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式 3）および申請書に定める書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

#### (1) 提出方法

ア 期間 令和 5 年 12 月 8 日（金）から令和 5 年 12 月 21 日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）の 9 時から 16 時まで（正午から 13 時までを除く。）

イ 方法 別記 3（1）に示す場所に持参すること。郵送も可とする。（書留郵便（一般書留もしくは簡易書留）に限る。）

#### (2) 資格確認通知

入札参加資格の有無を確認した者へ、令和 5 年 12 月 27 日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を送付する。

#### (3) その他

必要な資料の作成および提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。

### 4 入札および開札の場所および日時

別記 2 のとおり。

### 5 契約条項を示す場所および期間

別記 3 のとおり。

### 6 入札の方法

入札参加者またはその代理人は、別冊「電気需給仕様書」および別冊「電気需給契約書（案）」（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、別記 4 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### (1) 入札書の提出

入札参加者またはその代理人は、別紙様式1による入札書を作成し、持参または書留郵便（一般書留もしくは簡易書留）により提出しなければならない。指定様式以外は無効とする。

なお、テレックス、電報、電子メールまたはファクシミリの方法による入札は認めない。

入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書等の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

#### ア 持参により提出する場合

別記2（1）に示す場所に、別記2（2）の入札書の受領期間内に持参すること。入札書は封筒に封入し、かつ、その表面に入札参加者氏名（法人の場合はその名称または商号）および「1月24日開札〔電気供給業務〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

#### イ 郵便により提出する場合

別記2（1）に示す場所に、書留郵便（一般書留もしくは簡易書留）により別記2（2）の入札書の受領期間内に必着させること。入札書は封筒に封入し、かつ、その表面に入札参加者氏名（法人の場合はその名称または商号）および「1月24日開札〔電気供給業務〕の入札書在中」と朱書しなければならない。この場合は、入札書受領期間内に到着したものに限り入札書を受領するものとする。

### （2）代理人の入札

代理人が入札する場合は、代理人は、入札書と同時に入札権限に関する委任状（別紙様式2）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札参加者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。

## 7 入札書等の作成

（1）入札参加者またはその代理人は、別記1（1）の調達物品について、次の各号に掲げる事項を記載した入札書等を作成しなければならない。

ア 入札金額

イ 入札の目的（調達物品名）

ウ 調達場所（需要場所）

エ 調達期間（契約期間）

オ 調達の方法

カ 入札保証金

キ 内訳

ク 入札日（入札書の受領期間内の日付を記入すること。）

ケ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）。ただし、代理人が入札する場合は、代理人であることの表示ならびに委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、委任状の受任者欄と同じ印を押印すること。

（2）入札参加者またはその代理人は、支払条件等の契約条件を別冊「電気需給契約書（案）」に基づき十分考慮して、入札金額を見積るものとする。

（3）入札書に記入する金額は、次のとおり記入すること。

入札書には、基本料金および電力量料金の希望契約単価（税抜）を単価項目ごとに記入し、別冊「電気需給仕様書」に提示した（予定）契約電力および予定使用電力量に基づき、

それぞれの3年間金額を算出すること。また、3年間金額を総計し、総計金額を記入すること。

入札金額の算定にあたっては、次のとおりとする。

ア 基本料金の力率は、100%で算出すること。

イ 燃料費調整額および電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された総計金額（入札金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (5) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (6) 入札書の記載には、鉛筆その他訂正が容易な筆記用具で記入しないこと。
- (7) 入札参加者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正を除く。入札金額は訂正不可。）は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければならない。

## 8 開札の方法

- (1) 開札は、入札参加者またはその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (2) 入札執行者は、天変地異その他やむを得ない理由があるとき、入札参加者またはその代理人が相連合し、または不穏の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。
- (3) 入札公告等により入札参加資格確認申請書を提出した者が、開札時において入札に参加する者に必要な資格を有すると認められていることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

なお、資格審査が開札日時までに終了しないとき、または資格を有すると認められなかったときは、入札参加者またはその代理人に対して速やかにその理由を付して文書またはその他の方法により通知する。

## 9 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 開札または再度の入札を行う室（以下「執行室」という。）には、入札参加者またはその代理人ならびに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）および8（1）の立ち会い職員以外の者は入室することができない。
- (2) 入札参加者またはその代理人は、開札時刻後においては、当該執行室に入室することができない。
- (3) 入札参加者またはその代理人は、当該執行室に入室しようとするときは入札関係職員に確認結果通知書および身分証明書（社員証等）を提示しなければならない。なお、代理人が入室する場合にあつては、6（2）における代理人と異なる場合は、委任状（別紙様式2）を提出しなければならない。

- (4) 入札参加者またはその代理人は、開札中または再度の入札中において特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。
- (5) 開札中または再度の入札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させる。
  - ア 当該執行室へ出入りした者
  - イ 私語、放言等をした者
  - ウ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者
  - エ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
  - オ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者

## 10 再度の入札

- (1) 開札をした場合において、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合においては、速やかに別に定める日時において入札をする。
- (2) (1) において別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
- (3) 入札公告等に規定する無効入札をした者は、再度の入札に参加できない。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。ただし、入札執行者が、特に必要と認めたときは、1回に限り延長することがある。
- (5) (4) の限度内において落札者がいないときは、随意契約の手続きに移ることがある。

## 11 入札保証金

一般競争入札の公告のとおり。

## 12 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

## 13 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、総計金額（入札金額）に対する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者またはくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。なお、落札となるべき同価の入札をした者はくじを辞退することができない。
- (4) 落札者を決定したときは、すべての入札参加者にその旨通知するとともに、県公報により告示する。
- (5) 落札者を決定したときは、落札者とされなかった者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名および住所、落札金額ならびに当該請求を行った者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由)を、当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

#### 14 契約保証金

一般競争入札の公告のとおり。

#### 15 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書の取りかわしをするものとする。  
ただし、当該特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (6) 契約書は別冊「電気需給契約書(案)」を基本とし、別冊「電気需給仕様書」および質問回答書に記載のない事項については、滋賀県を供給区域とする一般送配電事業者の標準供給条件等を参考に、契約担当者と落札者と別途協議の上、決定するものとする。

#### 16 契約条項

別冊「電気需給契約書(案)」のとおり。

#### 17 支払条件

前金払および部分払は、行わない。

#### 18 入札に関する質問の受付

この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、質問書(別記様式)を作成し、次に示す質問受付の場所および期間に持参、ファクシミリ、または電子メールにより提出すること。ファクシミリまたは電子メールにより提出する場合は、提出先に着信確認を行うこと。

入札に関する質問に対する回答は、質問書の提出のあった者へ随時、ファクシミリまたは電子メールで行うとともに、質問受付締切後、3開院日を目途に滋賀県立精神医療センターホームページ「滋賀県立精神医療センター>病院案内>入札情報のお知らせ」

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/seishin/byoin/nyusatsu/index.html>)に取りまとめたすべての質問および回答の内容を掲載する。

- (1) 質問受付の場所

滋賀県立精神医療センター事務局

〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目 4 番 25 号

ファックス番号：077-567-5033

メールアドレス：nb04@pref.shiga.lg.jp

(2) 質問受付の期間

令和5年12月8日(金) から令和5年12月27日(水) まで(土曜日、日曜日を除く。)の9時から16時まで(正午から13時までを除く。)

19 その他必要な事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札説明会は行わない。
- (3) 履行時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めること。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき書面により当該特定調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) 当該契約の相手方は、契約期間中についても、2(6)の基本項目の表による合計の点数が70点以上となるように努めるものとする。
- (6) 本件調達に関しての照会先は、別記4のとおり。

## 別記

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達物品名および数量

滋賀県立精神医療センターで使用する電気

予定契約電力 353 キロワット

総予定使用電力量 4,511,100 キロワット時（3年間）

#### (2) 調達物品の特質等 別冊「電気需給仕様書」による。

#### (3) 調達期間 令和6年4月計量日の0時から令和9年4月計量日の前日24時まで

#### (4) 調達場所（需要場所） 別冊「電気需給仕様書」による。

### 2 入札および開札の場所および日時

#### (1) 入札書の提出場所 滋賀県立精神医療センター事務局

〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目4番25号

#### (2) 入札書の受領期間

受領期間 令和5年12月28日（木）から令和6年1月23日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日を除く。）の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）

（郵送による場合は、書留郵便（一般書留もしくは簡易書留）によりこの受領期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。）

#### (3) 開札の日時および場所

ア 開札日時 令和6年1月24日（水） 10時30分

イ 開札場所 滋賀県立精神医療センター大会議室

### 3 契約条項を示す場所および期間

#### (1) 契約条項を示す場所 滋賀県立精神医療センター事務局

〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目4番25号

#### (2) 契約条項を示す期間 令和5年12月8日（金）から令和6年1月23日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日を除く。）の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）

### 4 当該公告に係る特定調達契約等に関する事務を担当する課

機関名 滋賀県立精神医療センター事務局

所在地 〒525-0072 滋賀県草津市笠山八丁目4番25号

電話番号 077-567-5001

ファックス番号 077-567-5033

照会方法 文書により行うこと。

### 5 競争入札参加資格名簿に関する事項の照会先および審査申請書の提出先

機関名 滋賀県会計管理局管理課（申請は滋賀県物品・役務電子調達システムでも可。）

所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-4314（直通）

## 入札書

(特定調達)

単価項目 (内訳)	予定数量 (a)	力率割引 (b)	月数 (c)	希望契約単価 (d)	3年間金額
基本料金	353 kw	0.85	36	円/kw	(a) × (b) × (c) × (d) 円 (ア)
電力量料金(夏季)	1,380,900 kWh			円/kWh	(a) × (d) 円 (イ)
電力量料金(その他季)	3,130,200 kWh			円/kWh	(a) × (d) 円 (ウ)
総計金額(入札金額)					(ア)+(イ)+(ウ) 円
入札の目的 (調達物品名)	令和6年度～令和8年度滋賀県立精神医療センター電気供給業務 (滋賀県立精神医療センターで使用する電気)				
調達場所 (需要場所)	電気需給仕様書に示す需要場所				
調達期間 (契約期間)	令和6年4月計量日の0時00分から 令和9年4月計量日の前日24時00分まで				
調達の方法	調達場所へ直接調達すること				
入札保証金	免除				

## 【留意事項】

- ①消費税および地方消費税の額を含まないこと。
- ②希望契約単価は、小数点以下第2位(「銭」の位)まで記入できるものとする。
- ③3年間金額は、小数点以下第3位を四捨五入すること。
- ④総計金額は、円単位とし、その端数は切り捨てること。

※1 力率割引欄(b)は、力率100%時の割引を15%とした場合の数値。

※2 電力量料金＝3年間の予定使用電力量(kWh)×希望契約単価(円/kWh)

※3 総計金額＝基本料金(円)＋電力量料金(夏季)(円)＋電力量料金(その他季)(円)

【定義】夏季：7月1日から9月30日までの期間をいう。

その他季:「夏季」以外の期間をいう。

仕様書、契約書案、滋賀県病院事業庁会計規程、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程ならびに指示事項を承知して入札いたします。

令和 年 月 日

[入札者]

〈住所〉

〈商号または名称〉

〈代表者氏名または受任者氏名〉

印

[あて先]

契約担当者 滋賀県病院事業庁長 正木 隆義

委 任 状

令和 年 月 日

(あて先) 契約担当者

滋賀県病院事業庁長 正木 隆義

住 所

(所在地)

商号または名称

(法人名)

氏 名

(代表者職・氏名)

印

このたびの下記調達について、下記の者を代理人と定め、次の一切の権限を委任します。

記

1 入札対象の調達物品名

滋賀県立精神医療センターで使用する電気

2 委任事項

(1) 入札および見積について

3 受任者 (代理人)

住所

氏名

印

## 入札参加資格確認申請書

令和 5 年 1 2 月 日

(契約担当者)  
滋賀県病院事業庁長 正木 隆義

(申請者)  
住 所

商号または名称 印

代表者または受任者 印

滋賀県立精神医療センター電気供給業務に係る競争入札について、私は、令和 5 年滋賀県告示第 79 号に規定する資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の下記に示す営業種目に登録されていますので、確認をお願いします。

また、入札参加に必要な資格を有することを証する書類を次のとおり提出します。

### 記

1 入札対象の調達物品名

滋賀県立精神医療センターで使用する電気

2 登録営業種目 大分類：物品、中分類：燃料・油脂・電力

3 提出書類

- (1) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条の 2 の規定により小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書面の写し
- (2) 別紙様式 4 による環境配慮状況等証明書およびその根拠を示す書類

【担当者情報】 所属部署： \_\_\_\_\_ 氏 名： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_ F A X 番号： \_\_\_\_\_

## 別紙様式 4

## 環境配慮状況等証明書

令和5年12月 日

住所

商号または名称

印

代表者または受任者

印

次のとおり相違ないことを証明します。

【1および2の条件を満たすことを示す根拠書類を添付すること】

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報の開示方法 【要件1：開示方法の明示】

※開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版による）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

注1) 開示方法の番号を「番号」欄に記入すること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記入すること。

## 2 基本項目の評点 【要件2：合計点数が70点以上】

基本項目	数値等の区分	自社の数値等	点数	評点
①1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 [単位 kg-CO <sub>2</sub> /kWh]	0.200未満		60	
	0.200以上0.250未満		55	
	0.250以上0.300未満		50	
	0.300以上0.350未満		45	
	0.350以上0.400未満		40	
	0.400以上0.450未満		35	
	0.450以上0.500未満		30	
	0.500以上0.550未満		25	
	0.550以上0.600未満		20	
	0.600以上		0	
②未利用エネルギーの活用状況	1.35%以上		15	
	0%超 1.35%未満		10	
	活用していない		0	
③再生可能エネルギーの導入状況	10%以上		25	
	7.5%以上 10%未満		20	
	2.5%以上 7.5%未満		15	
	0%超 2.5%未満		10	
	活用していない		0	
④需要家に対する省エネルギーの促進および電力逼迫時における使用量抑制等に資する取組・地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組	取り組んでいる	□ 有 □ 無	5	
	取り組んでいない		0	
①②③④の合計点数				

注2) 2の①～③の「自社の数値等」欄は、入札説明書2(6)により算出した値を記入し、④の「自社の数値等」欄は、取組の有無にチェックを記入すること。また、「評点」欄は、該当する点数を記入すること。